

原議保存期間 1 年
(令和 8 年 3 月 31 日まで)

警視庁生活安全部長 殿
各道府県警察本部長
(参考送付先)
警察大学校生活安全教養部長
各管区警察局広域調整担当部長
各方面本部長

警察庁丁保発第 166 号
令和 6 年 12 月 24 日
警察庁生活安全局保安課長

猟銃の所持許可を受けようとする者への周知について (通知)

銃砲刀剣類所持等取締法 (昭和 33 年法律第 6 号) 第 4 条第 1 項第 1 号の規定により猟銃の所持許可を受けようとする者については、同法第 9 条の 5 第 1 項の規定に基づき射撃教習を受けることとされているところ、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律 (平成 19 年法律第 134 号) 第 4 条第 1 項に規定する被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等 (同条第 2 項第 4 号に規定する対象鳥獣の捕獲等をいう。) に従事する者 (これに従事することが確実な者を含む。) が当該捕獲等の活動のため猟銃の所持許可を受けようとする場合には、射撃教習の受講料等について、市町村協議会が実施する支援事業による支援を受けることができる場合がある。

事業の詳細等について、別添の資料を作成したことから、警察署等において、有害鳥獣の駆除等を目的とした猟銃の所持許可を受けるため、射撃教習の受講を希望する旨の相談があった場合には、上記の支援事業について、別添資料を活用して案内されたい。

なお、本件については、農林水産省と協議済みである。

猟銃を新たに所持しようとする方へ

教習費用の支援を受けられる可能性があります

対象となる方

市町村の被害防止計画に基づき
対象鳥獣の捕獲等に従事する方

上記の方が、その捕獲活動に使用するために新たにハーフライフル銃等の所持許可を受けようとする場合に、支援を受けることができます。

※上記の捕獲等に従事することが確実な方も対象となります。

受けられる支援

射撃教習の受講料・
教材費（実包費用）・旅費

上記の費用について、支援を受けられる場合があります。
教習資格認定申請料は、対象外です。

補助率

実施隊員の方 定額（限度額有）
上記以外の方 1 / 2 以内

実施隊員とは、鳥獣被害対策実施隊員・実施隊に所属することが確実な方をいいます。

■ お問い合わせ・ご相談

支援の内容・手続について
実施隊員について

お住まいの市町村まで

教習について
猟銃の所持許可の手続について

最寄りの警察署まで

2025年3月1日（予定）から、ハーフライフル銃の所持許可を受けようとする場合
ライフル銃の教習を受講する必要があります

散弾銃を所持している方が、2025年3月1日（予定）以降、新たにハーフライフル銃を所持しようとする際、ライフル銃の射撃教習を追加的に受講する必要があります。

また、初めて猟銃を持とうとする方が、散弾銃とハーフライフル銃の両方を同時に所持しようとする際、散弾銃の射撃教習と、ライフル銃の射撃教習の両方を受講する必要があります。